

高知県テレホンクラブ等営業の規制に関する条例施行規則をここに公布する。
○高知県青少年によるテレホンクラブ等営業の利用を助長する行為等の規制に関する条例施行規則

(平成 8 年 11 月 8 日公安委員会規則第 10 号)

改正 平成 14 年 4 月 1 日公安委員会規則第 8 号 平成 17 年 3 月 4 日公安委員会規則第 3 号

平成 24 年 7 月 6 日公安委員会規則第 10 号

高知県青少年によるテレホンクラブ等営業の利用を助長する行為等の規制に関する条例施行規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、高知県青少年によるテレホンクラブ等営業の利用を助長する行為等の規制に関する条例(平成 8 年高知県条例第 41 号。以下「条例」という。)の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この規則において使用する用語の意義は、条例において使用する用語の例による。

(届出の方法)

第 3 条 条例の規定による届出をするときは、次条第 2 項又は第 5 条に規定する届出書を正副 2 通提出しなければならない。

2 前項の規定により届出書を提出するときは、当該届出書に係る利用カードを販売する自動販売機の設置場所を管轄する警察署長を経由してしなければならない。ただし、同時に 2 以上の利用カードを販売する自動販売機に係る第 5 条に規定する届出書を提出するときは、それらのうちいずれか一の設置場所を管轄する警察署長を経由してすることができる。

3 前項ただし書の規定に基づきいずれか一の設置場所を管轄する警察署長を経由して第 5 条第 1 項に規定する届出書を提出する場合又は一の警察署の管轄区域にある 2 以上の利用カードを販売する自動販売機について同時に次条第 2 項に規定する届出書を提出する場合において、これらの届出書に添付しなければならないこととされている書類のうち同一内容となるものがあるときは、当該同一内容となる書類については、一部をこれらの届出書の正本 1 通に添付するものとする。

(利用カードを販売する自動販売機の設置届)

第 4 条 条例第 5 条第 1 項第 5 号の公安委員会規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 販売する利用カードにより役務の提供を受けることができるテレホンクラブ等営業が、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和 23 年法律第 122 号)第 2 条第 9 項の店舗型電話異性紹介営業である場合にあってはその

営業所の名称及び所在地、同条第 10 項の無店舗型電話異性紹介営業である場合にあっては当該営業につき広告又は宣伝をする場合に当該営業を示すものとして使用する呼称(当該呼称が 2 以上ある場合にあっては、それら全部の呼称)及び事務所の所在地

- (2) 自動販売機を管理する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名
- (3) 自動販売機の設置場所の提供者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名
- (4) 自動販売機の設置場所の周囲の略図
- (5) 自動販売機の設置場所の平面図

2 条例第 5 条第 1 項の規定による届出は、別記第 1 号様式による利用カード自動販売機設置届出書によりしなければならない。

3 前項に規定する届出書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 利用カードを販売しようとする者が個人の場合にあっては、住民票の写し

一部改正〔平成 24 年公安委員会規則 10 号〕

- (2) 利用カードを販売しようとする者が法人の場合にあっては、定款及び登記事項証明書並びに代表者に係る前号に掲げる書類

一部改正〔平成 24 年公安委員会規則 10 号〕

一部改正〔平成 24 年公安委員会規則 10 号〕

(利用カードを販売する自動販売機の届出事項の変更届等)

第 5 条 条例第 5 条第 2 項の規定による変更の届出は、別記第 2 号様式による利用カード自動販売機届出事項変更届出書によりしなければならない。この場合において、当該変更が条例第 5 条第 1 項第 1 号に掲げる事項に係るものであるときは、前条第 3 項各号に掲げる書類のうち、当該変更に係る書類を添付しなければならない。

2 条例第 5 条第 2 項の規定による廃止の届出は、別記第 3 号様式による利用カード自動販売機廃止届出書によりしなければならない。

(テレホンクラブ等営業を利用してはならない旨等を明らかにする方法)

第 6 条 条例第 6 条第 4 項の規定により青少年がそのテレホンクラブ等営業を利用してはならない旨及び利用カードを購入してはならない旨(以下この条において「テレホンクラブ等営業を利用してはならない旨等」という。)を明らかにする方法は、広告又は宣伝を、文字、図形若しくは記号又はこれらが結合したものにより行う場合にあってはテレホンクラブ等営業を利用してはならない旨等の文言を公衆の見やすいように表示することとし、音声により行う場合にあってはテレホンクラブ等営業を利用してはならない旨等を公衆の分かりやすいように音声により告げることとする。

(立入調査証明書)

第7条 条例第11条第3項の身分を示す証明書の様式は、別記第4号様式による立入調査証明書のとおりとする。

(委任)

第8条 この規則の施行に関し必要な事項は、高知県警察本部長が定める。

一部改正〔平成24年公安委員会規則10号〕

附 則

この規則は、平成9年1月1日から施行する。

附 則(平成14年4月1日公安委員会規則第8号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成17年3月4日公安委員会規則第3号)

この規則は、平成17年3月7日から施行する。

附 則(平成24年7月6日公安委員会規則第10号)

この規則は、平成24年7月9日から施行する。

別記第1号様式(第4条関係)

利用カード自動販売機設置届出書

(その1)

[別紙参照]

(その2)

[別紙参照]

第2号様式(第5条関係)

利用カード自動販売機届出事項変更届出書

[別紙参照]

第3号様式(第5条関係)

利用カード自動販売機廃止届出書

[別紙参照]

第4号様式(第7条関係)

立入調査証明書

[別紙参照]

一部改正〔平成24年公安委員会規則10号〕